

多度津町農業委員会総会議事録

令和2年7月20日午前9時より、多度津町農業委員会総会の会議を多度津町役場二階 第一会議室において開催する。

総会次第、出欠状況は次のとおり。

任命式

1. 開会
2. 町長挨拶
3. 任命書交付
4. 農業委員紹介
5. 事務局職員紹介

総会

6. 議長選出
7. 議長挨拶
8. 役員選出
9. 役員挨拶
10. 議 事
 - 議題1 議席の決定
 - 議題2 多度津町農地利用最適化推進委員委嘱者審議
 - 議題3 その他
11. 閉会

出席状況

出席委員

会長	大西和芳
職務代理者	土田敏雄
職務代理者	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農業委員会事務局

課長	谷口賢司
事務局長	亀山佳久
農地係長	吉田清司
農地係	中西祐太

審 議 内 容

産業課長

皆さん、おはようございます。
ただいまより多度津町農業委員任命式及び総会を開会いたします。
開会に当たり、丸尾町長よりご挨拶を申し上げます。

町長

皆さん、おはようございます。
皆様方においては、大変ご多用中のところと思いますが、農業委員の皆様方の任命式、そして総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、皆様方には日頃から町行政分野全般に対しまして、多大なご理解とご協力をいただいておりますこと心から感謝し、御礼を申し上げます。

こうしてここから皆様方の顔を拝顔してまして、皆様マスクを着用してございまして、今、私どもが本当に大きな懸念をしていることが新型コロナウイルスに感染しない、感染の防止をするということです。私ども行政の中でも感染防止対策本部を立ち上げて様々な対策や、いろんなことに対応しております。事業者の方を助成するという、また町民の皆様方の生活の安定を図るということ、様々なことをやっているわけがあります。

今世界中で、ワクチン、そして治療薬の開発を今皆さん躍起になってやっているとすけども、これができてもこれは医学者がいわくの話ですけども、完全に普及するには2年から3年ぐらいかかるということでもあります。その間、私どもは感染を防ぐために、やはり新たな生活様式になじむということが大事でありまして、それは密集、密閉、密接という3密を防ぐということと、今日皆様方のようにマスクを着用していただく、そして手洗いを励行していただくということが大事になってくると思っています。今も皆様方にはご理解とご協力をいただいておりますことを感謝を申し上げますとともに、これからもどうかご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っています。

また、皆様方には日頃から農地法に基づく許認可事務の推進にご尽力いただいておりますこと、また遊休農地や耕作放棄地の解消を図っていただき、農用地の有効活用にご尽力いただいておりますことなど、心から感謝し、御礼を申し上げます。そして、このような取組を推し進めていくことによって、新たな農業者が増えていくことにつながっていきますし、また担い手や後継者の育成にもつながってくると考えております。これからも皆様方には農業者の代表機関として農業の振興、そして

農業に従事される方々の経営基盤の確立と安定にご尽力をいただき、また大きくご貢献をいただきたいと考えております。今日の任命式、また総会がありますが、どうか皆様方の忌憚のないご意見も頂戴いたしまして、有意義な総会となりますことを心から期待をして冒頭のご挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。

産業課長

続きまして、本日までの経緯についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第8条及び第9条の農業委員の任命に関する規定に基づき、4月1日から4月30日までの期間において農業委員候補者の募集を行った結果、定員14人に対して農業者団体から14人の推薦と1名の個人応募がございました。推薦及び応募のあった候補者につきまして、公平かつ適正に選考するため、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項及び多度津町農業委員等候補者選考委員会設置要綱の規定に基づき、5月12日に農業委員等候補者選考委員会を開催し、審議を行った結果、選考された14人が農業委員候補者として適格であるとのご意見をいただきましたので、その意見を町長に報告いたしました。

その後、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員の選任について町議会に議案を提出し、同意を得ることができましたので、本日農業委員の皆様へ新しい農業委員としてご尽力賜りたく、町長より任命書を交付させていただくことになりました。

それでは、次第3、任命書の交付を行います。

町長より、名簿順に任命書の交付を行います。

土田敏雄、細川清二、伊達和博、中村稔、三野敏彦、斯波明美、矢野和幸、秋山義充、大西和芳、篠原壽雄、山崎義行、横關幹夫、西山正美、山崎賢三、

【任命書交付】

産業課長

以上で農業委員の任命を終了いたします。

令和5年7月19日までの3年間、農業委員会活動にご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第4、農業委員の紹介を行います。

新しく就任されました委員の皆様を名簿順に紹介させていただきます。

お名前を及びいたしますので、ご起立いただき、自己紹介をお願いいたします。

最初に、土田敏雄様。

土田委員

葛原八幡から来ております土田敏雄です。よろしくお願いいたしま

す。今期で4期目に入ります。よろしくお願いいたします。

産業課長
細川委員

続きまして、細川清二様。

細川です。よろしくお願いいたします。葛原下所です。農業委員は初めてなので、よろしくお願いいたします。

産業課長
伊達委員

続きまして、伊達和博様。

山階上の伊達和博です。農業委員は初めてで、何をすることが分かりませんが、ひとつよろしくお願いいたします。

産業課長
中村委員

続きまして、中村稔様。

中村といいます。南鴨地区から推薦されました。今期で2期目に入ります。よろしくお願いいたします。

産業課長
三野委員
産業課長
斯波委員

続きまして、三野敏彦様。

西白方地区の三野敏彦でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、斯波明美様。

三井地区の斯波明美です。2期目になります。なかなか慣れませんので、いろいろ教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

産業課長
矢野委員

続きまして、矢野和幸様。

道福寺の矢野和幸です。4期目になりますけど、よろしくお願いいたします。

産業課長
秋山委員

続きまして、秋山義充様。

白方は見立の秋山でございます。オリーブを主につくっております。せっかくの機会なんで、お願いいたしたいと思います。ちょっとコロナの影響か、売行きのほうが鈍っているように販売のほうから聞いております。できましたら、お中元のように注文を取ろうかというように言われておりますので、できたらよろしくお願いいたします。

去年なんかはうんと早く完売というように、特に町長さんのおかげでふるさと納税のウエートが大きくて、しかし今年ちょっと鈍っておるようで、まだオイルにして1,400キロ、1.4トン、オイルで残っておると担当から聞いております。よかったですひ蒼のダイヤ、オイル、よろしくお願いいたします。

産業課長
会長

続きまして、大西和芳様。

四箇の青木北山地区の大西です。よろしくお願いいたします。前々期農業委員、前期推進委員、合計で計3期目ということです。よろしくお願いいたします。

産業課長
篠原委員

続きまして、篠原壽雄様。

北鴨地区の篠原です。農業委員のほうは、堀江地区と3年毎の交代ということで、今回農業委員としては2回目になります。今後ともよろし

くお願いいたします。

産業課長
山崎委員

続きまして、山崎義行様。

奥白方の山崎です。今年で4期目になります。ひとつよろしく願い
します。

産業課長
横關委員
産業課長
西山委員

続きまして、横關幹夫様。

四箇地区の下の担当です。横關です。よろしくお願いいたします。

続きまして、西山正美様。

庄の中条、土井畑の西山でございます。私、12月で、途中で土井畑
の香川篤様が急死なされまして、12月から担当させていただいて、2
期目にはなるんですけれど、1期目と同じなんで、またよろしく願い
いたします。

産業課長
山崎委員

続きまして、山崎賢三様。

私は、山階で唯一農事組合法人ムカイ・ファームの代表理事をしてお
ります山崎です。水稻と裸麦しかつくっておりませんが、去年は現在の
麦は1町と現在稲を6町ちょっとつくっております。この前、前々回で
すか、農業委員をしたことがあります。今回で2期目になります。どうぞ
よろしくお願いいたします。

産業課長

ありがとうございました。

続きまして、次第5、事務局職員を紹介させていただきます。

農業委員会事務局長の亀山でございます。

事務局長
産業課長
事務局
産業課長
事務局
産業課長

亀山です。どうぞよろしくお願いいたします。

農地係長の吉田でございます。

吉田です。よろしくお願ひします。

担当の中西でございます。

中西です。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、産業課長を仰せつかっております谷口でございま
す。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、総会を開会いたします。

進行につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項に、
委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会は市町村長が招集
することになっておりますので、丸尾町長にお願いいたします。

町長

それでは、私のほうから進行をさせていただきます。

今、私は仮の議長という立場で皆様方にお諮りをさせていただきます。

次第6、議長選出であります。地方自治法第107条では、議長を
行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことにな

っていますので、この規定を準用いたしまして、出席委員の最年長者であります山崎賢三委員を議長に指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

町長

ありがとうございます。

異議がないということでございますので、山崎委員を議長に指名をさせていただきます。

それでは、山崎委員、議長席にお移りください。

議長

ただいまご指名をいただきました山崎です。役員が決定するまで私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

早々ですが、次第8、役員選出を行います。

農業委員会等に関する法律第5条の規定では、委員の互選により会長と副会長を選出することになっています。

本町では、これまで副会長を2名選出していますので、今回も2名を選出したいと思います。

選出方法をいかがいたしましょうか。

矢野委員

議長一任。

議長

議長一任との声がありましたので、私のほうから方法をお知らせいたします。

農業委員会委員名簿を皆様お持ちであると思いますが、名簿の奇数番号の方、1番土田委員さん、3番伊達委員さん、5番三野委員さん、7番矢野委員さん、9番大西委員さん、11番山崎委員さん、13番西山委員さんの7名の方に選考委員となっただきまして、役員の選考をお願いしたいと思います。

選考委員の皆さんはよろしくお願いをいたし、その他の委員の方は一旦休憩といたします。お願いいたします。

産業課長

ただいま山崎議長よりご説明がありましたとおり、選考委員の皆さんは、3階の会議室で役員の選考をお願いいたします。

その他の委員さんは一旦休憩となります。

なお、町長は別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。よろしくお願いをいたします。

(休憩)

議長

それでは、役員の選考につきまして、委員の代表から報告をお願いします。

矢野委員

それでは、選考委員会をもちまして決定しましたのを報告したいと思います。

います。

会長が四箇地区の大西和芳さん、副会長が葛原の土田敏雄さん、それと奥白方の山崎義行さんに決まりましたので、報告します。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま選考委員代表より役員の報告がありましたが、よろしければ拍手でご承認をお願いいたします。

(拍手)

議長

ありがとうございました。皆様のご承認を得ましたので、会長を大西委員さん、副会長を土田委員さん、山崎委員さんをお願いしたいと思います。

続きまして、次第の第9、役員挨拶です。

会長と副会長のお二人は、ご挨拶をお願いいたします。

会長

失礼します。第一声がこういうことで、ええのかどうか分かりませんが、正直今不安でいっぱいな気持ちになっております。皆様もご承知のとおり、この農業なり、農業委員会を取り巻く状況が非常に難しく、厳しくなっている中、私のようなものがこの会長の重責をお受けしてよろしいものかというふうに、本当に先ほど言いましたように、不安に思っております。しかし、お受けした限りは、経験豊富な土田、山崎両副会長さん初め、前会長の秋山委員さんもおいでです。ただ、今皆さん方、いろんな知識が豊富な方々ですので、今までに増していろいろご指導いただき、この重責を一生懸命努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

簡単ですが、お願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

職務代理者(2番)

前期に引き続き、副会長の役を引き受けることになりました。皆さんの協力で委員会を盛り上げたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

職務代理者(3番)

このたび副会長ということで、さっき推薦いただきまして、何分にも十分、あまり勉強は好かんほうで、協力できんところがあると思います。けど、やっぱり執行部としての役割、会長を補佐していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長

皆さん、ご協力ありがとうございました。新しい会長さんが決まりましたので、私はここで議長を交代させていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。

産業課長 山崎議長、ありがとうございました。
大西会長、土田副会長、山崎副会長は席の移動をお願いします。
それでは、大西会長、議長をよろしくをお願いします。

議長 失礼します。
それでは、先ほどご挨拶をさせていただきましたので、座ったまま失礼いたします。
それでは、議事に入らせていただきます。
まず最初に、議題1の議席の決定です。
多度津町農業委員会会議規則第7条に、議席はあらかじめくじで定めると規定されていますので、ただいまより議席を決めるくじを行いたいと思いますので、事務局のほうでよろしくをお願いします。

事務局長 議席につきましては、1番は会長、2番、3番は副会長となっておりますので、まず副会長の議席をくじで決定したいと思います。土田委員さん、山崎委員さん、くじをよろしくお願いいいたします。

職務代理者(2番) 2番、3番でそのままです。

事務局長 はい、ありがとうございます。
それでは、続きまして4番から14番を決めたいと思います。
そしたら、細川委員さんから順にくじをお願いします。
なお、引いたくじはそのままお持ちください。後ほど皆さん、引かれた後に席の移動をお願いしたいと思います。

(くじ引き)

秋山委員 横棒は何かな。
事務局長 下側です。
秋山委員 下側か。
事務局長 はい。
そしたら、今お持ちの番号を机の右端、左端にそれぞれ番号を貼ってあると思いますので、その番号のところに名札、お手元の資料を持って移動をお願いしたいと思います。
その番号は、来月の定例会の議席になります。よろしくをお願いします。

(席移動)

議長 それでは、議席が決まりましたようですので、今話がありましたように、今日は仮に座っているんですけども、来月から、こっちから、4番からになると思いますので、よろしくお願いいいたします。
それでは、本日の総会の会議録署名委員をここで決めさせていただきますと思います。
恒例によりますが、私から指名させていただきますので、よろしくお

願いたします。

それでは、4番の三野委員さん、5番の横關委員さん、署名委員をよろしく願いたしたいと思います。

議席の決定ですんで、特にこれはご意見は賜らなくてよいと思いますんで。

続きまして、議題2の多度津町農地利用最適化推進委員委嘱者の審議を行いたいと思います。

事務局よりご説明をお願いします。

事務局長

農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、本日までの経緯をご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第18条及び第19条の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定に基づき、4月1日から4月30日までの間、募集を行い、定数の8人に対して、同数の8人の応募がありました。応募のあった候補者について、公平かつ適正に選考するため、農業委員会等に関する法律施行規則及び多度津町農業委員等候補者選考委員会設置要綱の規定に基づき、5月12日に農業委員等候補者選考委員会を開催し、審議を行っていただきました。その結果、選考された8人が農地利用最適化推進委員の候補者として適格であるとのご意見をいただきましたので、本日この8人の候補者について、農業委員の皆様にご報告し、農地利用最適化推進委員を決定していただくことになっています。

これまでの経緯についての説明は以上です。

議長

今事務局よりご説明がありましたけども、このことについて質疑等々したいと思いますので、よろしく願います。

別段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ありがとうございます。ないようですので、引き続き推進委員の説明をお願いします。

事務局、お願いします。

事務局長

それでは、農地利用最適化推進委員の候補者の方の名簿の資料をお配りします。

お配りしました資料は、農地利用最適化推進委員の候補者として選考された方を届出順に一覧にしたものです。

それでは、1番の方から順にご説明いたします。

1番、堀家徹様、男性、71歳、住所、道福寺、職業、農業、現職の農地利用最適化推進委員、袖水利組合からの推薦です。

2番、眞鍋憲明様、男性、66歳、住所、山階、職業、農業、山階水利組合からの推薦です。

3番、宮武良充様、男性、66歳、住所、山階、職業、農業、山階水利組合からの推薦です。

4番、中北一郎様、男性、72歳、住所、葛原、職業、農業、大字葛原水利組合からの推薦です。

5番、村井文数様、男性、67歳、住所、東白方、職業、農業、現職の農地利用最適化推進委員、東白方水利組合からの推薦です。

6番、大谷泰則様、男性、70歳、住所、青木、職業、農業、現職の農業委員、大字青木水利組合からの推薦です。

7番、池田一普様、男性、63歳、住所、堀江、職業、農業、多度津町堀江水利組合からの推薦です。

8番、山地文様、女性、51歳、住所、奥白方、職業、農業、奥白方水利組合からの推薦です。

資料についての説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうからご説明がありました8人の候補者について何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なしというお声がありましたので、この8人の農地利用最適化推進委員を委嘱することについて、採決を執り行いますので、その点につきましてもご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議がないということで、農地利用最適化推進委員を委嘱することに決定いたします。

引き続き、今日午後から委嘱式があるようですので、このことについて事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、この後の委嘱式につきましてご説明いたします。

ただいま決定いたしました農地利用最適化推進委員の皆さんに事務局からご連絡をいたしまして、本日午後3時よりこの第1会議室で委嘱式を行いたいと思います。

委嘱式には、農業委員会を代表しまして、大西会長さんそれから土田副会長さん、山崎副会長さんの3人の方にご出席いただきたいと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題3のその他について何か事務局のほうからありますか。

事務局長 事務局からですが、まずお手元に資料があるかと思いますが、農業委員会の業務概要についてご説明させていただきます。

事務局 それでは、農業委員、推進委員の仕事の概要を説明させていただきます。

今回、新たに農業委員に任命された方がいらっしゃいますので、農業委員会の主な事務について簡単にご説明させていただきます。

農業委員会が行う事務といたしまして、農業委員会等に関する法律に大きく4つの事務が規定されています。1つ目は、農地の確保と有効利用、2つ目は農地等の利用の最適化、3つ目は農業の担い手の育成、確保、4つ目に地域の課題解決です。その中で、1つ目の農地の確保と有効利用についてですが、こちらは効率的な有効利用のために、農業委員会だけが専属な権限として行う事務で、農業者を代表して申請等を公正に審査し、許可などを行う農業委員会の定例会があります。この定例会の中で、ほぼ毎月議案となります農地法に基づく事務の中に、農地法第3条、4条、5条の申請があり、これらにつきましてそれぞれの概要や手続の流れ、皆様との関わりについてご説明させていただきます。

まず、農地法第3条の概要についてご説明します。

3条は、農地等の権利移動の制限について規定しております。農地を売買したり、貸借等を行うには農業委員会の許可が必要となります。これは、耕作目的や投棄目的での農地の取得を配慮することや農地を効率的に利用する耕作者への権利取得を促進するための制度となっております。

次に、3条許可の申請の流れについてですが、毎月5日が申請の締切日となっております、5日までに提出された申請書について、同月20日頃の農業委員会定例会にて皆様に議案としてご審議、承認をいただき、申請者に許可をすることとなります。

この3条申請における農業委員、推進委員さんの役割としましては、定例会にてご審議いただく前日に会長及び副会長と順番で指名された農業委員さんと推進委員さんの各1名ずつの方が事務局とともに現地調査を行い、翌日の定例会で議案審議をする前に調査結果の報告をお願いしております。

農地法3条については以上です。

続きまして、農地法第4条と5条の概要について説明します。

4条は、農地を農地以外のものに転用する場合の制限について規定し

ており、5条は、農地の所有権や貸借による権利等を移転して転用する場合の制限について規定しております。これは、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りつつ、優良な農地を確保することによって耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図るための制度となっております。先ほどの3条許可につきましては、農業委員会の許可が必要となりますが、こちらの4条、5条許可については県による許可が必要となります。

次に、申請の流れについてですが、こちらにつきましては、3条申請と同じで毎月5日が申請の締切日となっております。5日までに提出された申請書について、同月20日頃の農業委員会定例会にて皆様に意見を決定していただき、意見書を付して県に申請書を進達することになります。この4条、5条申請における農業委員、推進委員さんの役割としましては、こちらも3条申請と同じとなりますが、定例会の前日に事務局と現地調査を行い、翌日の定例会で議案審議をする前に調査結果の報告をお願いしております。

農地法第4条及び5条については以上です。

続きまして、農業委員会が行う事務の2つ目の農地等の利用の最適化の中の農地の集積、集約に係ります農地の貸借についてですが、主には利用権設定と農地中間管理機構による2種類の手続があります。利用権の設定は、6月、11月、12月の年3回を行っており、農地の所有者と担い手農家が直接貸借について話し合いを行い、申請者の作成をして町に提出するものとなっております。

農地中間管理事業につきましては、県から指定を受けた公益財団法人香川県農地機構が担い手への農地利用の集積や集約化、耕作放棄地の発生防止、解消を目的とし、平成26年度から事業を行っており、こちらの申請は毎月受付をしております。現在、産業課内に2名の農地集積専門員を配置しており、農地所有者と担い手農家の間に入り、貸借に係る調整や申請書書類等の作成を行っております。

農業委員、推進委員さんの役割としましては、農地を有効活用するために、規模縮小農家や担い手農家の意向把握等を行い、農地機構と連携を図ることが主な事務となっております。

以上、農業委員会の事務につきまして簡単にご説明させていただきましたが、今後皆様が事務を行う中で、分からないことやご相談等がございましたら、随時農業委員会事務局までご連絡ください。また、香川県農業会議等が開催しております研修などもありますので、お忙しいと思いますが、可能な限りご参加くださいますようお願いいたします。

また、併せて地籍調査事業との関係について説明します。

平成22年度より調査が始まりまして、令和2年度につきましては、山階地区を行います。地籍調査時の農業委員さんの主な業務といたしましては、担当地区の委員には現場での立会いがあります。地籍調査事務局と地目を確認し、現況が農地や宅地や雑種地などの判定のお手伝いになります。また、登記が農地で現況が宅地の場合がありますので、無断転用の可能性がありますので、農業委員会へ相談をしていただけたらと思います。

説明については以上となります。今後ともよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

それでは、今その他でご説明がありましたものについて何かご質問等がありましたらよろしくお願ひします。

山崎委員

今説明がありました山階地籍調査が入りますけども、農業委員の役割、何か今言われましたけども、何も資料がないのでは分かりませんが、何か資料をくれるんですか。

事務局

地籍調査の事業につきましては、担当の係から説明、資料等は後日ありますので、よろしくお願ひします。

山崎委員

それを見たら分かるようになってるんですか。

事務局

そうですね、主な説明は随時あると思いますので、よろしくお願ひいたします。また、こちら事務局のほうからもお伝えしておきますので、お願ひします。

山崎委員

はい、分かりました。

議長

山崎委員さん、それでよろしいですか。

山崎委員

はい。

議長

ほかに何かありますか。

それでは、引き続き事務局のほうからお願ひします。

事務局

ただいまお配りしました令和2年度農業委員、農地利用最適化推進委員実務研修会開催要領の資料をご覧ください。

香川県農業会議から、農業委員さん、推進委員さんに案内が来ました。参加される方につきましては、事務局のほうで取りまとめをし、申込みをさせていただきます。開催日につきましては、黄色のマーカーが引いてあります8月7日の金曜日、場所は丸亀市にありますアイレックス小ホールとなっております。

今の時点で結構ですので、今から出欠を取りたいと思います。欠席される方は挙手をお願いいたします。

秋山委員

えっ、何言うたん、欠席。

事務局 欠席される方は挙手をお願いします。

秋山委員 欠席やろ。

事務局 はい。

ありがとうございます。

また、都合が悪くなりましたら、事務局のほうまでご連絡をください。
よろしくをお願いします。

山崎委員 勝手に行くんですか、個人個人で。

事務局 はい、個人個人で行きます。

ただ、ちょっとコロナの都合で中止となる場合はまた参加予定の方にはご連絡いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今研修会のご案内がありましたけども、今何か所用がある委員さんにおかれましても、もしそれがなくなりましたらできるだけ研修会に参加していただきたいというように思っておりますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かございませんか。

事務局長 それでは、引き続き事務局からお手元の青いファイルの内容についてご説明させていただきます。

これは、多度津町の農業委員会に関する規則などをまとめたものです。表紙を開けていただきまして、1枚目、目次をご覧ください。

1の多度津町農業委員会覚書と2の多度津町農業委員会慶弔規程につきましても、多度津町農業委員会が独自で決めた内規のようなものですので、外部に出ないように取扱いには十分ご注意ください。また、慶弔規程にある事項が発生した場合には、事務局までご連絡をお願いいたします。

それから、3番から10番までは農業委員会に関係のある条例や規則などですので、お手すきの際にご確認いただければと思います。

最後の11番、担当地域の地図についてですが、この地図は旧の農業委員さん、推進委員さんの担当地域を色分けしたものです。原則としましては、この地域割りで引き続き担当をお願いしたいと考えているんですけども、不都合がある場合は、近隣の担当委員さんと調整をしていただき、事務局までご連絡いただければと思います。

ファイルの内容については以上になります。

続きまして、来月の予定についてご説明いたします。

8月の小委員会、これは先ほどご説明しましたが、翌日の定例会にか

ける案件につきまして、会長と副会長のほか、当番の農業委員、推進委員の方にご出席いただき、現地確認をしていただくものですが、小委員会は8月19日水曜日の午前9時から第1会議室で行いたいと思います。当番委員さんは、4番三野委員さんをお願いしたいと思います。なお、推進委員さんにつきましては、委嘱式の後、席番を、順番を決定したいと思います。

定例会につきましては、20日木曜日の午前9時から同じくこちら第1会議室で行います。

定例会は議事録を作成しているのですが、その内容をご確認いただく署名委員さんにつきましては、6番斯波委員さん、7番矢野委員さん、8番中村委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思います。

なお、小委員会、定例会ともにご出席をお願いする委員の皆様には改めてご案内の文書をお送りします。

事務局からは以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、ほかに何かありますか。

(なし の声あり)

議長

特にほかにはないようですが、最後ですが、全体にわたりまして何かご質問等がありましたらお受けしたいと思いますけど、ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、本日の議事総会は終わるわけですが、引き続き委員さんの方もそうですし、初めて委員さんになられた方につきましては、いろいろ知りたいといいますか、分からない点、いろいろあるかと思えますけども、前秋山会長さんのときからずっといろいろそのときそのときこんなことを勉強したいとか、それはどういうふうに解決したらええんやろうかというような内容がやはり時々、出てまいります。そのときには、農業委員会定例会が終わった後、いろいろ議題といいますか、それを決めて勉強会、他の機関から講師等々も来ていただいて勉強会をずっとしてきた経緯もございます。そういったところで、今後とも何かこんなことを教えてほしいとかということがありましたら、忌憚のないご意見をいただいて、その都度皆さんとともに勉強していけたらなというふうにも思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、ほかにはないようですので、これで総会を閉会させていただきたいと思います。

冒頭をお願いといたしますか、申し上げましたように、本当に不慣れで希薄な知識しかない私でございますけども、今後とも再度指導をいただきますようお願いを申し上げまして、今から3年間どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。